

石垣市スーパーシティ構想に関する連携事業者及び企画提案プロポーザル 募集要項

1. 概要

(1) 件名 石垣市スーパーシティ構想に関連する連携事業者及び企画提案プロポーザル

(2) 目的

石垣市においては、“みんなで未来につなげるしあわせあふれる「我が島」づくり”を基本理念とし、自然と風景に恵まれた、より快適な美しい島・まちを形成し、活力あふれる生きがいの持てる魅力的な人々の暮らしを実現し、風土にはぐくまれた歴史・文化のなかでふれあい、そして国境に位置するあらたな交流拠点としての海洋都市「いしがき」の創造を目指している。

本市がこうした将来像を目指すに当たっては、離島であるゆえに人・物の輸送コスト面で生活や産業を圧迫しているなど、離島という特性に由来する多くの課題があり、こうした課題の克服のためには、AI やビッグデータなどの先端技術の活用が大きな手助けとなると考えられる。

そうした中、内閣府において、大胆な規制改革等によって世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指すスーパーシティ構想の実現を図るため、特区として指定すべき区域、実施する先端的サービス、規制改革等に関する提案募集が昨年 12 月より開始されている。

本市としても、令和 2 年 7 月に内閣府より選定された SDG s 未来都市の実現に向けた取り組みをはじめ、目指すべき将来像の実現に向けた各種課題を解決するため、石垣の市域内においてスーパーシティの形成に向けた取組の実施を検討する。

検討に当たり、本市の均衡ある発展等、本市の抱える課題の解消に資する構想の企画立案に、市と連携して取り組んでいただける事業者を選定するため、本公募を行う。

2. プロポーザルの実施方法、参加事業者

(1) プロポーザルの実施方法

公募型

(2) 参加事業者

スーパーシティ構想の応募にあたっては、複数分野にまたがる取り組みであることから、本提案の各分野の実施が可能な事業者が連携してチームを組むことも可とし、その場合は、代表事業者が取りまとめのうえ、参加すること。

なお、構成事業者として参加できる企画提案は、一つまでとする。

3. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加する事業者は、以下の事項全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 全ての事業者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 全ての事業者は、石垣市暴力団排除措置要綱（令和元年告示第206号）に定める入札等排除措置対象者及び反社会的勢力に該当しないこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

4. 公募から協定書締結までの予定スケジュール

令和3年3月 5日（金）	公募開始
令和3年3月19日（金）	公募締め切り（参加意向申出書及び企画提案書の提出期限）
令和3年3月26日（金）	選定委員会開催（企画提案書及びプレゼンテーションの審査・ヒヤリング、事業者候補の選定）
令和3年3月下旬	審査結果通知書の送付
令和3年4月上旬	協定書締結

※上記スケジュールは、変更する場合もある。

5. 参加申し出及び辞退の方法

- (1) 受付期限
令和3年3月19日（金）17時15分必着
- (2) 提出書類
 - ①参加意向申出書（代表事業者用）（様式_1）
 - ②参加意向申出書（構成事業者用）（様式_2）
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出方法
提出書類は、代表事業者が構成事業者分を取りまとめて一括して、郵送により提出すること。
- (5) 提出先（送付先）
石垣市役所 企画部 企画政策課
〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地
電話番号：0980-82-1350

(6) 辞退方法

参加意向届出書を提出した後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限の日までに辞退届（様式_3）を提出すること。

6. 企画提案書の提出及び記載内容

(1) 提出期限

令和3年3月19日（金）17時15分必着

(2) 提出書類

■企画提案書（任意様式）

企画提案書は、任意様式とするが、下記の項目について記載されていること。

また、アーキテクトの役割を担う者がいる場合には、下記の資料に加え、その者の経歴及び実績、具体的な役割等の資料を添付すること（様式は任意）。

なお、提出期限後の書類の訂正、追記、返却は認めない他、提案書の内容に不足がある場合、その審査項目は0点とする。

①構成事業者一覧

②構成事業者会社概要（事業者ごと）

③業務実施体制

各分野の担当、連携等、全体の実施体制が分かるように記載すること。

④企画提案 全体事業概要説明及び補足説明

下記の内容について、記載されていること。

- ・スーパーシティの全体像
- ・全体のスケジュール感
- ・産官学連携の考え方・進め方
- ・住民合意の考え方・進め方
- ・国への応募書類作成にあたっての本市との役割分担の考え方

⑤企画提案 分野別事業概要説明及び補足説明

下記の内容について、記載されていること。

- ・当該分野の事業に関わる事業者名
- ・解決したい地域課題
- ・事業内容
- ・規制改革の内容
- ・実現に向けたプロセス（スケジュール感）
- ・市民にとってのメリット・デメリット及び課題
- ・デジタルデバインドへの配慮
- ・実現に要する概算費用
- ・地元企業・事業者との連携

⑥企画提案 データ連携基盤整備概要説明及び補足説明

下記の内容について、記載されていること。

- ・データ連携基盤整備の考え方（他地域等への発展性も含む）
- ・「オプトイン型」・個人情報保護・データの分散管理の考え方

(3) 提出部数

15部

(4) 提出方法

提出書類は、代表事業者が連携事業者分を取りまとめて一括して、郵送により提出すること。

(5) 提出先（送付先）

石垣市役所 企画部 企画政策課

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

電話番号：0980-82-1350

7. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

下記により開催する選定委員会において、提出書類及び当該提出書類に係るプレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。ただし、参加事業者が4者以上となった場合、事前に書類審査を実施し、書類審査の結果、上位3者においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、参加事業者数、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、ヒアリング日程の変更やWeb会議によるヒアリングの実施など諸条件の変更を行う場合がある。

①期日 令和3年3月26日（金）13時00分～（予定）

②場所 石垣市役所 3階 議員協議会室

③ヒアリングの方法

選定委員による提出書類の審査、選定委員会における提案者によるプレゼンテーション、並びに、選定委員から提案者へのヒアリングにより、審査基準をもとに審査を行う。審査の結果に基づき、事業者候補を選定する。提出資料に関するプレゼンテーションの実施方法は以下のとおりとする。

- ・選定委員会の出席者は、2名までとする。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加意向申出書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションの開始時刻は、参加意向申出書受理後に指定する。なお、指定された時間を厳守すること。
- ・提案者1者あたり、15分間以内でプレゼンテーションを行い、その後、10分間以内でヒアリング（質疑応答）を行うこととし、時間延長は認めない。

- ・プレゼンテーションは、提出書類、若しくは、その内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示、持ち込みは認めない。
- ・プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合は、持参すること。また、アダプタ等、必要な機材は持参すること。なお、プロジェクターと接続用ケーブル（VGA・HDMI）は市で用意する。

(2) 審査基準

別紙「石垣市スーパーシティ構想に関する連携事業者及び企画提案プロポーザル審査基準」のとおり。

8. 結果の通知及び公表

選定の結果について、提案者全員に通知する。また、選定結果をホームページにおいて公表する。

9. 失格条項

全ての事業者において、以下の事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 提案書その他提出書類の提出期限を遵守しなかった場合
- (2) 提案書が募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合
- (3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 選定委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- (5) 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (6) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- (7) その他選定委員会が不適格と認める場合

10. 協定書の締結について

- ・市は、選定委員会で選定された事業者との間で、企画提案書を踏まえた協議を行った上で、市と連携し、国の「スーパーシティ」構想の区域指定の応募に向けた準備を行っていくための「協定書」を締結するものとする。
- ・本プロポーザルにおける企画提案については、そのまま内閣府への申請書類へ記載されるものではなく、市との協議等により変更があるものとする。
- ・「協定書」を締結した事業者は、本市と共に、国の「スーパーシティ」構想に応募するために以下の準備作業を行う。

ア 上記提案及び市との協議等により、応募に向けた事業案を整理

イ 本市と連携し、共に国への応募書類を作成するための作業

ウ その他、「スーパーシティ」構想への応募に必要な準備等

- ・「協定書」に基づく準備作業については、市からの業務委託ではなく、市と事業者が連携・協働して事業を進めるものであることから、市からの業務委託料（準備作業に伴う諸経費を含む）は発生しないものとする。

1 1. 様式等の入手方法

募集要項、資料、様式等を石垣市のホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。なお、郵送等による配布は行わない。

1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出した書類等の返還はしない。
- (3) 提出した提案書について、書き換え、引き換えすることはできない。
- (4) ヒアリングを指定された日時は厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は、速やかに企画政策課まで連絡すること。
- (5) 提案者が一者のみである場合においても、提案書及びヒアリング等により事業者の候補の選定を行う。
- (6) 内閣府が公募する「スーパーシティ型国家戦略特別区域」への応募資料の作成等に係る費用は、選定された提案事業者の負担とする。
- (7) 選定後、適切な時期に、提案事業者において、市民及び関係団体への説明会を開催し、提案内容について、理解、賛同を得ることに努めること。なお、市民及び関係団体の十分な理解、賛同が得られない場合は、市として、本構想の推進を中止する場合がある。
- (8) 本構想が実現しないことに伴い事業者に生ずる如何なる損害についても、本市は一切の責任を負わない。
- (9) 本件公募に応じた場合、当該公募要項に定められた全ての条件を承諾したものとみなす。

1 3. 問い合わせ先

石垣市役所企画部企画政策課地域創生係

Tel:0980-82-1350

e-mail:kikaku@city.ishigaki.okinawa.jp